

扉を開こう

No.65

令和8年2月2日発行
【発行・編集・お問い合わせ】
館林市役所 共生社会推進課
TEL:0276-47-5120

仕事 **OR · AND** 育児・介護

もうどちらかを選択する時代ではありません。

育児・介護休業法

~2025年4月1日・10月1日法改正 段階的に施行~

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などの改正を行いました。

【改正概要】

- ①子の看護休暇の取得事由拡大等
- ②介護離職防止のための個別の周知、意向確認等、雇用環境の整備
- ③育児期の柔軟な働き方を実現するため措置
- ④仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取配慮

段階的に施行
①・②2025年4月1日
③・④2025年10月1日

法改正について、詳しくは
こちらご覧ください。



厚生労働省
育児・介護休業法について



これらの法改正は、多様な働き方の推進と育児・介護と仕事の両立を
一層支援することを目的としています。

次世代育成支援対策推進法

~2025年4月1日法改正 施行~

少子化対策を目的とし、国・自治体・企業が一
体となって、次世代を担う子どもたちが健やか
に育つ環境を整備するための法律です。

ご存じですか？
くるみんマーク



くるみんマークとは「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事
業主行動計画に定めた目標を達成し、一定の基
準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、アピールできます。

産後パパ育休 (出生時育児休業制度)



父親が、産後8週間以内に4週間(28日)を限度
として、2回に分けて柔軟に取得することができます。(1歳までの育児休業とは別に、より男性の育
児参加需要が高い期間を対象としたものです。)
出産は大きなライフ・イベントです。この大事な時
期に、利用できる制度を活用しながら、夫婦でしつ
かり協力することが大切です。

妊娠中・出産後のサポート

(母健連絡カード)

母性健康管理指導事項連絡カード



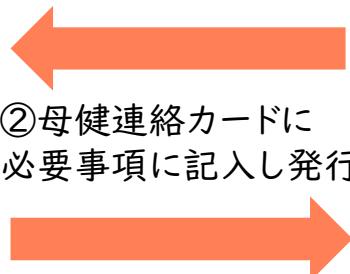
医師等から指導を受けたけど、会社に伝えにくい…そんなときは

「母健連絡カード」とは、…妊娠中・出産後の働く女性が医師等からの指導事項(勤務時間短縮や休業等)を事業主へ伝えるためのカードです。

医師等



①健康診査等を受診



妊娠中・出産後
の働く女性



②母健連絡カードに
必要事項に記入し発行

③母健連絡カードを
提出し措置を申し出る
(通勤緩和や勤務時間短縮等)

④母健連絡カードに
したがい措置を講じる

事業主



詳しい内容やカード様式は、厚生労働省ホームページや
「働く女性の心とからだの健康応援サイト」
からダウンロードできます。

「母性健康管理指導事項連絡カード」のお問合せは

厚生労働省ホームページ 働く女性の心とからだの
健康応援サイト



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

TEL: 027-896-4739

(匿名でも大丈夫。相談無料。通話料はかかります。)

受付時間 8時30分～17時15分

(土日祝日・年末年始除く)

仕事と家事・介護の両立支援制度等
相談窓口の設置や説明会の開催も
行っているので、ぜひ、ご活用ください。



両立支援のひろば

仕事と家庭の両立の取組を支援する
情報サイト※『こんなときは?お役立ち情報Q&A集』は必見!!

詳細はこちからご覧ください。



男女共同参画社会の啓発・人材育成

柔軟な働き方支援(育児・介護)とキャリア形成支援(研修・スキルアップ)を両立させ、人材育成(キャリア開発支援・スキルアップ支援・働きやすい環境整備)女性登用率向上のための啓発活動(意識改革・制度の透明化・情報発信)など、これらの取り組みにより、モチベーション向上、離職率の低下、労働力不足への対応や多様な人材確保の観点からも女性活躍推進は重要視されています。そして組織全体の生産性向上といった効果が期待できます。



ワーク ライフ バランス 仕事と生活の調和

働く全ての方々が『仕事』と『育児・介護・趣味・学習・休養・地域活動』といった『仕事以外の生活との調和』をとり、その両方を充実させる働き方や生き方時間の使い方のこと。ワーク・ライフ・バランスを充実させていきましょう。



男女共同参画